

【具体例②】本人＋配偶者
令和6年中に生まれた子どもを扶養し、所得税分の定額減税可能額が大きくなった場合

○【A】調整給付所要額の算定：①41,000円＋②0円＝41,000円(1万円単位に切り上げて**50,000円**)

①定額減税可能額(令和6年分確定所得税額)	90,000円	※30,000円×3人＝90,000円
②令和6年分確定所得税額	49,000円	※原則、令和7年度分個人住民税の課税状況から推計

➡ ①90,000円－②49,000円＝**41,000円**・・・①

③定額減税可能額(令和6年度分個人住民税)	20,000円	※10,000円×2人＝20,000円
④令和6年度分個人住民税所得割額	27,000円	※令和6年度分個人住民税の課税状況

➡ ③20,000円－④27,000円＝**0円(マイナスのため0円)**・・・②

○【B】当初調整給付額の算定：③18,000円＋④0円＝18,000円(1万円単位に切り上げて**20,000円**)

⑤定額減税可能額(令和6年分推計所得税額)	60,000円	※30,000円×2人＝60,000円
⑥令和6年分推計所得税額	42,000円	※令和6年度分個人住民税の課税状況から推計

➡ ⑤60,000円－⑥42,000円＝**18,000円**・・・③

⑦定額減税可能額(令和6年度分個人住民税)	20,000円	※10,000円×2人＝20,000円
⑧令和6年度分個人住民税所得割額	27,000円	※令和6年度分個人住民税の課税状況

➡ ⑦20,000円－⑧27,000円＝**0円(マイナスのため0円)**・・・④

○【A】調整給付所要額50,000円－【B】当初調整給付額20,000円＝**30,000円**を不足額給付金として支給